

信用事業業務検定試験
試験問題と解説

年金基礎



本書の利用にあたって

1. 本書には、平成27年2月7日実施の第36回信用事業業務検
定試験「年金基礎」に出題した試験問題がすべて収録され
ています。
2. 解説は、原則として、選択肢の順序にあわせて記述してあ
りますが、説明の都合上必ずしもこの順序になっていない
ものもあります。
3. なお、この試験問題と解説は、試験実施日を基準にしてお
りますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・
制度等」の改正、変更にご注意ください。

本書の内容についての照会先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1
新有楽町ビル6F
農林中金アカデミー通信検定部
TEL 03-3217-3071
(ダイヤルイン)

「試験問題編」



平成27年2月7日実施

《第36回》

年金基礎

各問の(1)～(3)の中から1つ選んでください。

[問1] 厚生年金の歴史について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 昭和17年6月に労働者年金保険(厚生年金の前身)が創設され、民間会社の工場等現場で働く男子や坑内員が加入できることになりました。
- (2) 昭和61年4月に「JR, JT, NTT」の各共済年金は厚生年金に統合されました。
- (3) 平成14年4月に農協や漁協の人が加入していた「農林漁業団体職員共済年金(農林年金)」は厚生年金に統合されました。

[問2] 国民年金の歴史について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 農家、自営業者を対象とした保険料徴収に基づく国民年金は昭和36年4月に施行されました。
- (2) 昭和61年4月の年金改正で共済年金や厚生年金に加入している人は、同時に国民年金に加入することになりました。
- (3) 平成9年4月から20歳以上の学生も国民年金の強制加入者(第1号被保険者)になりました。

[問3] A夫さん、B子さん、C子さんはともに昭和30年4月2日生まれです。年金の受給資格を満たしている人は、どの人ですか。いずれの人も「カラ期間」はありません。

- (1) A夫さんは「厚生年金23年」と「国民年金1年」の加入年数が24年あります。
- (2) B子さんは「共済年金23年」と「厚生年金1年」の加入年数が24年あります。
- (3) C子さんは「国民年金23年」と「厚生年金1年」の加入年数が24年あります。

[問4] 昭和30年4月2日生まれのD子さんとE子さんとF夫さんの年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) D子さんが加入した厚生年金は「62歳」から支給されます。
- (2) E子さんが加入した共済年金は「62歳」から支給されます。
- (3) F夫さんが加入した厚生年金は「62歳」から支給されます。

[問5] 国民年金の請求手続き先について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 久雄さんは自営業で第1号被保険者です。年金の請求手続き先は「市区町村の国民年金課」です。
- (2) 夏子さんはカラ期間と第1号被保険者の期間があります。年金の請求手続き先は「市区町村の国民年金課」です。
- (3) 照子さんは国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者の期間があります。年金の請求手続き先は「市区町村の国民年金課」です。

[問6] 62歳の鹿島さんは農協に勤めています。58歳の妻は専業主婦です。夫婦の国民年金の被保険者の種別について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 妻は60歳になるまでは第3号被保険者です。
- (2) 鹿島さんは退職予定の65歳になるまでは第2号被保険者です。
- (3) 鹿島さんが63歳で退職したときは、妻は65歳になるまでは第1号被保険者です。

[問7] 国民年金の強制加入期間が終了しても、任意加入して保険料を納付することができる人はどの人ですか。1人選んでください。

- (1) 学生時代に国民年金保険料の未納期間があった会社員(厚生年金の加入者)。
- (2) 20歳から22歳まで国民年金保険料の未納期間があった専業農家の人。
- (3) 60歳から老齢基礎年金を繰上げて受給している自営業者。

[問8] 国民年金の被保険者の種別やカラ期間などについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 敏子さんは会社員の夫(厚生年金加入)と昭和59年に結婚しました。敏子さんは夫の健康保険の被扶養者でしたから、結婚時から国民年金の第3号被保険者になっています。
- (2) 62歳の夫は会社員(厚生年金加入)です。59歳の私の年収は130万円以上あるので、国民年金の第1号被保険者です。
- (3) カラ期間は受給資格の有無を判定するときに、期間計算に含めますが老齢基礎年金の額にならない期間です。一方、第3号被保険者期間は老齢基礎年金の額に反映します。

[問9] 平成26年度の国民年金の定額保険料は月額いくらですか、正しい保険料額を1つあげてください。

- (1) 「15,250円」です。
- (2) 「16,100円」です。
- (3) 「16,900円」です。

[問 10] 国民年金の付加保険料(月額 400 円)を納付できない人を 1 人あげてください。

- (1) 国民年金の任意加入者です。
- (2) 第 3 号被保険者です。
- (3) 農業者年金加入者です。

[問 11] 国民年金保険料の「法定免除制度」について、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 障害厚生年金の障害等級 3 級に該当する期間は、法定免除期間になります。
- (2) 生活保護法の生活扶助を受けている期間は、法定免除期間になります。
- (3) 法定免除に該当する期間は全額免除期間になります。

[問 12] 国民年金保険料の「申請免除制度」について、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 半額免除期間に半額の保険料を納付しなかった期間は、4 分の 1 免除期間とされます。
- (2) 本人の所得が一定以下であっても、世帯主又は配偶者のいずれかの所得が基準以上である場合は、本人についての免除は認められません。
- (3) 申請免除は過去 2 年までさかのぼって認められます。ただし、免除を受ける月の前年の所得が一定以下であることが必要です。

[問 13] 国民年金保険料の免除期間がある人の老齢基礎年金額について、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 平成 21 年 3 月以前の 3 か月の全額免除の老齢基礎年金額は、保険料を 1 か月全額納付した人の老齢基礎年金と同額です。
- (2) 平成 21 年 4 月以降の 2 か月の全額免除の老齢基礎年金額は、保険料を 1 か月全額納付した人の老齢基礎年金と同額です。
- (3) 「4 分の 3 の免除期間」と「4 分の 1 の免除期間」とでは「4 分の 3 の免除期間」の方が老齢基礎年金は多く支給されます。

[問 14] 国民年金の「30 歳未満の人に対する保険料納付猶予制度」について、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 配偶者の所得が基準を超える場合には、保険料の猶予は認められません。
- (2) 納付猶予期間中に障害になったとき、一定の要件に該当する場合には障害基礎年金が支給されます。
- (3) 保険料の全額免除期間と同様に、老齢基礎年金の額に反映されます。

[問 15] 国民年金の「学生の保険料納付特例制度」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 本人の所得が基準を超える場合には、保険料の猶予は認められません。
- (2) 納付特例中に障害になったとき、一定の要件に該当する場合には障害基礎年金が支給されます。
- (3) 保険料の全額免除期間と同様に、老齢基礎年金の額に反映されます。

[問 16] 「保険料免除期間」、または「学生の保険料納付特例期間」、および「30歳未満の人の保険料納付猶予期間」について保険料の追納ができます。この追納制度について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 10年前までの期間について、保険料の全部または一部を追納することができます。
- (2) 老齢基礎年金を受給している人、老齢基礎年金を繰上げて受給している人も保険料の追納ができます。
- (3) 追納保険料額は平成16年度から平成23年度までのものは、免除などを受けた当時の額に一定率を乗じたものになります(平成26年度)。

[問 17] 妻が65歳になると老齢基礎年金に振替加算が加算される場合があります。この振替加算について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 支給額は夫の生年月日で決まります。
- (2) 昭和41年4月2日以後に生まれた妻には、振替加算は支給されません。
- (3) 妻に支給されている振替加算は、夫が死亡すると支給されなくなります。

[問 18] 国民年金の保険料を40年間納付すると、65歳から老齢基礎年金はいくら支給されますか(平成26年度額でお答えください)。

- (1) 「769,200円」です。
- (2) 「772,800円」です。
- (3) 「804,200円」です。

[問 19] 老齢基礎年金の「繰上げ支給」と「繰下げ支給」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 老齢基礎年金を繰上げて受給したとき、1か月当たり「0.5%」減額されます。
- (2) 老齢基礎年金を60歳時に繰上げ請求をしたとき、老齢基礎年金と付加年金は30%(=60か月×0.5%)の減額になります。
- (3) 老齢基礎年金を71歳で繰下げ請求をしたとき、老齢基礎年金額は42%(60か月×0.7%)の増額で、請求した翌月から支給されます。

[問 20] 厚生年金の被保険者期間の計算について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 厚生年金に加入した日が月の末日であるときは、その月は加入期間(被保険者期間)とされません。
- (2) 厚生年金に加入した日が月の初日であるときは、その月は1か月の加入期間とします。
- (3) 退職日が月末のときは、退職月は1か月加入したものとされますから、厚生年金の保険料を納付する義務があります。

[問 21] 厚生年金の標準報酬月額の設定や改定、また厚生年金の保険料について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 4月、5月、6月の報酬月額(給料)の平均値から標準報酬月額が決定され、9月から翌年の8月まで適用されます。これを「定時決定」といいます。
- (2) いったん決定された標準報酬月額であっても、固定的な賃金の変動して標準報酬月額が3等級以上の変動があった場合は、変動した4か月目から標準報酬月額を変更します。これを「随時改定」といいます。
- (3) 厚生年金の保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じます(平成27年8月までは「17.474%」です)。保険料は労使折半です。平成15年4月以後は賞与からも保険料を徴収することになりました。

[問 22] 厚生年金の支給開始年齢には特例があります。この特例について、誤っているものを1つ選んでください(各項番ともに、昭和30年4月2日生まれです)。

- (1) 厚生年金の加入期間が44年(528月)以上ある男性は、60歳から報酬比例部分と定額部分と配偶者加給が支給されます。ただし、退職していることが支給要件です。
- (2) 障害等級の3級以上の状態にある女性の厚生年金は、60歳から報酬比例部分と定額部分が支給されます。ただし、退職していることが支給要件です。
- (3) 坑内員や船員の期間が15年以上あった人は、一般の厚生年金加入者に比べて、特別支給の老齢厚生年金は早く支給されます。

[問 23] 報酬比例部分の額を算出するときに「1000分の乗率」を用います。この乗率について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 総報酬前(平成15年3月以前)の年金額を算出するときも、総報酬後の年金額を算出するときも、乗率は「旧乗率」を用います。
- (2) 総報酬前の年金額を算出するときも、総報酬後の年金額を算出するときも、乗率は「新乗率」を用います。
- (3) 総報酬前の年金額を算出するときは「旧乗率」を、総報酬後は「新乗率」を用います。

[問 24] 特別支給の老齢厚生年金の額を算出する場合について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 定額部分は給料の多寡に関係なく、厚生年金の加入期間から算出します。ただし、加入月数が「480月」以上ある場合には、480月とする上限月数が定められています。
- (2) 報酬比例部分は平成15年4月以後に賞与の支給がある場合は、賞与(標準賞与)も加算して計算をします。加入月数は実際に加入した月数を用います。
- (3) 物価スライド率は、定額部分も報酬比例部分も「 1.000×0.961 」を用います(平成26年度)。

[問 25] 65歳から満額の老齢基礎年金(772,800円 平成26年度額)が支給される人は、次のうちどの人ですか。

- (1) 18歳から58歳になるまで40年間、厚生年金に加入し、退職後は国民年金の保険料を納付していない人。
- (2) 20歳から60歳になるまで40年間、厚生年金に加入し、60歳のときに退職した人。
- (3) 23歳から63歳になるまで40年間、共済年金に加入し、63歳のときに退職した人。

[問 26] 妻に対する配偶者加給について、誤っているものを1つ選んでください。夫は昭和30年4月2日生まれで、厚生年金の報酬比例部分は62歳から支給されます。年下の妻は国民年金のみ加入しています。

- (1) 配偶者加給は夫の厚生年金の加入が20年以上ある場合に支給されます。
- (2) 配偶者加給の支給は夫が62歳になった翌月から報酬比例部分と同時に支給されます。
- (3) 配偶者加給は加給年金と特別加算を合算した額です。平成26年度は386,400円です。

[問 27] 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 物価の変動などで報酬比例部分の支給額が変わると、厚生年金基金の代行部分の年金も改定になります。
- (2) 厚生年金基金は国から支給される報酬比例部分の一部を代行して支給します。その他に基金独自給付の上乗せ年金があります。
- (3) 厚生年金基金の「平均標準報酬(月)額」は再評価しない額です。また、基金の年金額を算出する場合には物価スライド率は乗じません。

[問 28] 厚生年金基金は財政不足から、「代行返上」や「解散」する基金があります。この代行返上した基金や解散した基金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 代行返上すると代行部分の年金は国から支給されます。
- (2) 基金が解散すると、代行部分の年金は「企業年金連合会」から支給されます。
- (3) 解散基金の代行部分の年金を、一時金で受け取ることができます。

[問 29] 65歳から支給される老齢厚生年金や老齢基礎年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 定額部分相当額は老齢基礎年金と差額加算(経過的加算ともいいます)に分かれます。
- (2) 差額加算は「老齢基礎年金」として支給されます。
- (3) 厚生年金の加入のうち20歳前と60歳以上の期間から差額加算が算出されません。

[問 30] 和子さんは昭和30年4月2日生まれです。60歳から老齢基礎年金の「全部繰上げ」をしたときの年金について、誤っているものを1つ選んでください。なお和子さんの報酬比例部分は60歳から支給されます。

- (1) 報酬比例部分は減額されません。
- (2) 老齢基礎年金は65歳時の額に比べて30%減額(=60月× $\Delta 0.5\%$)されます。
- (3) 差額加算(経過的加算ともいいます)も60歳から繰上げられ30%の減額になります。

[問 31] 一郎さんは昭和30年4月2日生まれです。60歳から老齢基礎年金の「全部繰上げ」をしたときの年金について、誤っているものを1つ選んでください。なお一郎さんの報酬比例部分は62歳から支給されます。

- (1) 報酬比例部分は繰上げの対象になりません。62歳から支給されます。
- (2) 老齢基礎年金は65歳時の額に比べて30%減額(=60月× $\Delta 0.5\%$)されます。
- (3) 差額加算も60歳から繰上げられ30%の減額になります。ただし、減額分は報酬比例部分から差し引きします。差額加算そのものは減額になりません。

[問 32] 在職老齢年金の停止額を求める場合に用いる「基準額」について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 65歳未満の基準額は「28万円」で、65歳以後は「46万円」です。
- (2) 65歳未満と65歳以後の基準額はともに「28万円」です。
- (3) 65歳未満と65歳以後の基準額はともに「46万円」です。

[問 33] 会社員の村田さんには61歳から在職老齢年金が支給されます。61歳になったときの標準報酬月額が「16万円」で、60歳のときの夏のボーナスは「36万円」、冬のボーナスは「60万円」でした。村田さんの総報酬月額相当額はいくらになりますか。

- (1) 19万円です。16万円 + (36万円 ÷ 12)。
- (2) 21万円です。16万円 + (60万円 ÷ 12)。
- (3) 24万円です。16万円 + (36万円 + 60万円) ÷ 12。

[問 34] 秋田さんは62歳から年金が支給されます。総報酬月額相当額が「20万円」で、基本年金月額が「10万円」です。秋田さんに支給される在職老齢年金はいくらになりますか。

- (1) 8万円です。
- (2) 9万円です。
- (3) 10万円です。

[問 35] 雇用保険から「基本手当」が支給された場合、基本手当と厚生年金の間で支給調整されることがあります。この支給調整について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) ハローワークで求職の申込みをした翌月から、受給期間満了月まで「特別支給の老齢厚生年金」は全額停止になります。
- (2) 受給している「特別支給の老齢厚生年金」が支給停止になることはありません。
- (3) 受給している「障害厚生年金」や「遺族厚生年金」が支給停止になることはありません。

[問 36] 共済年金のしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 共済年金と厚生年金の加入年数がそれぞれ20年以上あるときの配偶者加給は共済年金から支給され、厚生年金からの配偶者加給は支給停止になります。
- (2) 共済年金に加入している人は、65歳になるまでは国民年金の第2号被保険者です。
- (3) 共済年金の独自給付として「職域加算」の年金があります。この職域加算は報酬比例部分の支給開始年齢と同時に支給されます。

[問 37] 障害年金のしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 原則として、初診日に加入している年金制度から障害年金が支給されます。
- (2) 障害認定日とは障害の認定を行うべき日をいい、初診日から起算して1年6か月が経過した日です。1年6か月以内に傷病が治った場合は、治った日が障害認定日です。
- (3) 人工透析は人工透析療法を初めて受けた日が障害認定日です。

[問 38] 障害年金の支給にあたっては、保険料納付要件が問われる場合があります。この保険料納付要件について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 20歳前に初診日がある場合には、保険料納付要件は問われません。
- (2) 国民年金の保険料納付済期間と免除期間が、初診日の前々月までに国民年金の保険料を納付しなければならない期間の2分の1以上あることが必要です。
- (3) 初診日が平成38年3月までの場合で65歳未満であれば、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がない場合は保険料納付要件を満たします。

[問 39] 保険料納付要件を満たしている人の障害年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金加入中に障害の程度が1級または2級の障害状態になった場合は障害基礎年金が支給されます。
- (2) 厚生年金加入中に障害の程度が1級、2級、3級の障害の状態になった場合は障害厚生年金が支給されます。なお、3級よりも軽い障害の場合で一定の要件に該当する場合は障害手当金(一時金)が支給されます。
- (3) 1級または2級の障害厚生年金が支給されても、障害基礎年金が併せて支給されることはありません。

[問 40] 65歳から障害基礎年金と他の年金との併給(同時に支給されること)について、誤っているものを1つ選んでください

- (1) 老齢基礎年金と併給されます。
- (2) 老齢厚生年金と併給されます。
- (3) 遺族厚生年金と併給されます。

[問 41] 障害認定日には障害の程度が軽くて障害年金に該当しなかったが、その後病状が悪化して障害年金に該当する程度の障害になった場合、障害年金の請求ができます。このしくみを「事後重症による障害年金」といいます。事後重症による障害年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 事後重症による障害年金は65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。
- (2) 事後重症による障害年金の請求をすると、病状が悪化して障害年金に該当する程度の障害になった日まで、遡って障害年金が支給されます。
- (3) 老齢基礎年金を繰上げて受給すると、事後重症による障害年金の請求はできません。

[問 42] 障害基礎年金の支給額について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 2級の障害基礎年金の額は満額の老齢基礎年金と同額(772,800円)です。
- (2) 1級の障害基礎年金の額は2級の1.25倍の966,000円です。
- (3) 子がいる場合には子の加算額が加算されます。1人目は386,400円で2人目からは222,400円です。子とは18歳になる年度末までの子、または身障の子は20歳になるまでの子です。

[問 43] 障害厚生年金の支給額について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 2級の障害厚生年金には配偶者に対する加給年金222,400円が加算されます。
- (2) 1級の障害厚生年金の額は2級の1.25倍の額です。ただし、1級障害に該当しても配偶者に対する加給年金は222,400円です。
- (3) 3級の障害の状態にある場合には障害厚生年金が支給されますが、配偶者に対する加給年金や障害基礎年金は支給されません。そのために、3級の障害厚生年金には最低保障額が設けられています。最低保障額は満額の老齢基礎年金(772,800円)と同額です。

[問 44] 国民年金制度から支給される遺族給付について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 遺族基礎年金が支給される遺族とは「子のある妻」か「子」です。子には上限年齢が定められています。平成26年4月から妻が死亡したとき「子のある夫(父子家庭)」も遺族になりました。
- (2) 死亡一時金は亡夫が2年以上国民年金の保険料を納付している場合に、その遺族に支給されます。
- (3) 亡夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合は寡婦年金は支給されません。

[問 45] 在職中(厚生年金加入中)に夫が亡くなりました。遺族は 37 歳の明子さん(昭和 53 年生まれ)と 14 歳の子です。支給される遺族給付について、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。
- (2) 明子さんが 40 歳になると遺族基礎年金は支給停止になりますが、その代わりに中高年寡婦加算 579,700 円が加算されます。
- (3) 明子さんが 65 歳になっても遺族厚生年金に経過的寡婦加算は加算されません。

[問 46] 65 歳になる秀子さんは老齢厚生年金の 50 万円と、遺族厚生年金の 120 万円の受給権がある人です。秀子さんに支給される「老齢厚生年金」と「遺族厚生年金」について、正しいものを 1 つ選んでください。なお別途、老齢基礎年金は全額支給されます。

- (1) 老齢厚生年金の 50 万円と遺族厚生年金の 120 万円が支給され、支給額は 170 万円になります。
- (2) 老齢厚生年金の 50 万円は全額支給停止になり、遺族厚生年金の 120 万円が支給されます。
- (3) 老齢厚生年金の 50 万円は全額支給され、遺族厚生年金は 70 万円(= 120 万円 - 老齢厚生年金 50 万円)になります。支給額は 120 万円です。

[問 47] 夫婦ともに旧年金を受給しています。夫が死亡したときは妻に遺族厚生年金「10 万円(月額)」が支給されます。妻が受給している厚生年金(通算老齢年金)「2 万円」と国民年金(老齢年金)「6 万円」はどのようになりますか。

- (1) 厚生年金「1 万円(= 2 万円 × 1 / 2)」と国民年金「6 万円」が支給されます。
- (2) 厚生年金は全額支給停止になりますが、国民年金「6 万円」は支給されます。
- (3) 厚生年金「2 万円」が支給され、国民年金は全額支給停止になります。

[問 48] 太郎さんは会社員です。59 歳の誕生月に「ねんきん定期便」が届きました。この「ねんきん定期便」の老齢年金の見込み額について、正しいものを 1 つ選んでください。なお、太郎さんの特別支給の老齢厚生年金の支給開始は 61 歳からです。

- (1) 59 歳になるまで加入した場合の年金見込み額です。
- (2) 60 歳になるまで加入した場合の年金見込み額です。
- (3) 61 歳になるまで加入した場合の年金見込み額です。

[問 49] 年金受給者の年金証書を見ますと、基礎年金番号(10桁)に続き「年金コード(4桁)」が記載されています。年金コードは年金の種類を表しています。この年金コードの種別について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 「1150」は新年金の老齢年金を表しています。
- (2) 「1350」は新年金の遺族年金を表しています。
- (3) 「1450」は新年金の障害年金を表しています。

[問 50] 「特別支給の老齢厚生年金」は65歳になると失権(受給できる権利が失われること)し、本来の年金である「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」に変わります。そのために、65歳前に日本年金機構から年金請求書(ハガキ形式)が届きます。この65歳時の年金請求について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 老齢厚生年金または老齢基礎年金のどちらかの年金を「繰下げ」で受給を希望する人は請求書の繰下げ希望欄の繰下げる年金名に○印を付けて、日本年金機構に返送します。
- (2) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を「繰下げ」で受給を希望する人は請求書の繰下げ希望欄の両年金に○印を付けて、日本年金機構に返送します。
- (3) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を受給する人は、この請求書を日本年金機構に返送しません。

「試験問題解説編」



平成27年2月7日実施

《第36回》

目 次

国民年金・厚生年金・共済年金

問1	厚生年金の歴史	18
問2	国民年金の歴史	18
問3	年金の受給資格	19
問4	年金の支給開始年齢	19
問5	国民年金の請求手続き	20
問6	国民年金の被保険者種別	20
問7	任意加入	20
問8	国民年金の被保険者の種別とカラ期間	20
問9	国民年金の定額保険料	21
問10	国民年金の付加保険料	21
問11	国民年金保険料の法定免除制度	22
問12	国民年金保険料の申請免除制度	22
問13	国民年金保険料の免除期間がある人の老齢基礎年金額	22
問14	30歳未満の人の保険料納付猶予制度	23
問15	学生の保険料納付特例制度	23
問16	国民年金保険料の追納制度	23
問17	振替加算	24
問18	老齢基礎年金の支給額	24
問19	老齢基礎年金の繰上げ支給と繰下げ支給	24
問20	厚生年金の被保険者期間の計算	25
問21	厚生年金の標準報酬月額の設定や改定	25
問22	厚生年金の支給開始年齢と特例	26
問23	報酬比例部分の額を算出するときに用いる乗率	26
問24	特別支給の老齢厚生年金額の算出	26
問25	65歳から満額の老齢基礎年金が支給される人	27
問26	配偶者加給の支給	27
問27	厚生年金基金	27
問28	代行返上・解散の基金	28

繰上げ支給・在職老齢年金等

問29	老齢厚生年金や老齢基礎年金	28
問30	全部繰上げ（1）	28
問31	全部繰上げ（2）	29
問32	在職老齢年金の停止額を求める場合に用いる基準額	29
問33	在職老齢年金額（65歳前）（1）	29
問34	在職老齢年金額（65歳前）（2）	30
問35	雇用保険が基本手当が支給された場合の支給調整	30
問36	共済年金のしくみ	30

障害年金・遺族年金

問37	障害年金のしくみ	31
問38	障害年金の保険料納付要件	31
問39	保険料納付要件を満たしている人の障害年金	31
問40	障害基礎年金と他の年金との併給	32
問41	事後重症による障害年金	32
問42	障害基礎年金の支給額	32
問43	障害厚生年金の支給額	33
問44	遺族給付（1）	33
問45	遺族給付（2）	33
問46	老齢厚生年金と遺族厚生年金	34
問47	遺族厚生年金と通算老齢年金・老齢年金	34

受給手続き

問48	ねんきん定期便の老齢年金見込み額	35
問49	年金コードの種別	35
問50	65歳時の年金請求	35

正解と解説

年金基礎

各問の(1)~(3)の中から正しいものを1つ選んでください。

● 国民年金・厚生年金・共済年金

厚生年金の歴史

問 1 厚生年金の歴史について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 昭和17年6月に労働者年金保険（厚生年金の前身）が創設され、民間会社の工場等現場で働く男子や坑内員が加入できることになりました。
- (2) 昭和61年4月に「JR, JT, NTT」の各共済年金は厚生年金に統合されました。
- (3) 平成14年4月に農協や漁協の人が加入していた「農林漁業団体職員共済年金（農林年金）」は厚生年金に統合されました。

正解率 58%

正解 (2)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

▶解説

- (1) 2年後の昭和19年10月からは厚生年金に改称するとともに、適用範囲を拡大して女子と事務職男子も加入することになりました。
- (2), (3) 昭和59年2月に閣議決定された「公的年金制度全体の一元化」を受けて昭和61年4月に「船員保険の職

務外年金」が厚生年金制度に統合され、平成9年4月に「JR・JT・NTTの各共済年金」、平成14年4月に「農林漁業団体職員共済年金（略称：農林年金）」が厚生年金制度に統合されました。さらに平成27年10月から「公務員共済年金」と「私学共済年金」が厚生年金制度に統一されます。

国民年金の歴史

問 2 国民年金の歴史について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 農家、自営業者を対象とした保険料徴収に基づく国民年金は昭和36年4月に施行されました。
- (2) 昭和61年4月の年金改正で共済年金や厚生年金に加入している人は、同時に国民年金に加入することになりました。
- (3) 平成9年4月から20歳以上の学生も国民年金の強制加入者（第1号被保険者）になりました。

正解率 56%

正解 (3)

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

▶解説

- (3) 20歳以上の学生（昼間の大学生、専修学校の生徒など）は平成3年4月から国民年金の強制加入者（第1号被

保険者)になりました。この改正は、学生であった期間に障害になった場合の障害基礎年金の保障や満額の老齢基礎年金を受けられることを意図したものです。

年金の受給資格

問 3 A夫さん、B子さん、C夫さんはともに昭和30年4月2日生まれです。年金の受給資格を満たしている人は、どの人ですか。いずれの人も「カラ期間」はありません。

- (1) A夫さんは「厚生年金23年」と「国民年金1年」の加入年数が24年あります。
- (2) Bさんは「共済年金23年」と「厚生年金1年」の加入年数が24年あります。
- (3) Cさんは「国民年金23年」と「厚生年金1年」の加入年数が24年あります。

正解率 54%

正解 (2)

--	--

解説

年金の受給資格を満たすためには、原則として年金制度に25年加入していなければなりません。ただし、厚生年金や共済年金には生年月日に応じて受給資格期間の短縮特例があります。昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた人については、厚生年金や共済年金の加入が24年ある場合、または厚生年金と共済年金の加入期間を合算して24年ある場合に受給資格期間を満たします。なお、昭和31年4月2日以後に生まれた人は25年の加入年数が必要になります。この受給資格期間は平成29年4月から10年に短縮される予定です(消費税が10%に引き上げられること

が条件です)。

- (1) A夫さんは国民年金に1年加入すると受給資格を満たします。
- (3) Cさんは引き続き厚生年金に1年間加入するか、退職した場合には国民年金に1年加入すると受給資格を満たします。

年金の支給開始年齢

問 4 昭和30年4月2日生まれのD子さんとE子さんとF夫さんの年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) D子さんが加入した厚生年金は「62歳」から支給されます。
- (2) E子さんが加入した共済年金は「62歳」から支給されます。
- (3) F夫さんが加入した厚生年金は「62歳」から支給されます。

正解率 65%

正解 (1)

--	--

解説

厚生年金は性別と生年月日に応じて年金の支給開始年齢が異なります。一方、共済年金は男女の区別はなく生年月日によって支給開始年齢が決まります。以上は厚生年金や共済年金の加入年数がそれぞれ1年以上ある場合です。1年未満の加入は65歳支給になります。

昭和30年4月2日生まれの人の年金の支給開始年齢は、厚生年金加入の女子は60歳です。厚生年金加入の男子及び共済年金加入の男子と女子の年金は62歳です。なお、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されますが、この支給開始年齢の差は据え置かれま

す。この差違は将来解消されるものから、それまでの間、現状のままにします。

国民年金の請求手続き先

問 5 国民年金の請求手続き先について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 久雄さんは自営業で第1号被保険者です。年金の請求手続き先は「市区町村の国民年金課」です。
- (2) 夏子さんはカラ期間と第1号被保険者の期間があります。年金の請求手続き先は「市区町村の国民年金課」です。
- (3) 照子さんは国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者の期間があります。年金の請求手続き先は「市区町村の国民年金課」です。

正解率 87%

正解 (1)

解説

国民年金の第1号被保険者だけの期間がある人の年金の請求手続き先は市区町村の国民年金課です。カラ期間や国民年金の第3号被保険者の期間がある人の請求手続き先は年金事務所です。

国民年金の被保険者種別

問 6 62歳の鹿島さんは農協に勤めています。58歳の妻は専業主婦です。夫婦の国民年金の被保険者の種別について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 妻は60歳になるまでは第3号被保険者です。
- (2) 鹿島さんは退職予定の65歳になるまでは第2号被保険者です。
- (3) 鹿島さんが63歳で退職したときは、妻は

65歳になるまでは第1号被保険者です。

正解率 58%

正解 (3)

解説

- (3) 夫が63歳で退職すると妻は60歳になるまでは第1号被保険者になり、国民年金の保険料を納付しなければなりません。

任意加入

問 7 国民年金の強制加入期間が終了しても、任意加入して保険料を納付することができる人はどの人ですか。1人選んでください。

- (1) 学生時代に国民年金保険料の未納期間があった会社員（厚生年金の加入者）。
- (2) 20歳から22歳まで国民年金保険料の未納期間があった専業農家の人。
- (3) 60歳から老齢基礎年金を繰上げて受給している自営業者。

正解率 64%

正解 (2)

解説

- (1), (3) 厚生年金や共済年金の加入者は国民年金に任意加入はできません。また、老齢基礎年金の繰上げをしている人も任意加入することはできません。

国民年金の被保険者の種別とカラ期間

問 8 国民年金の被保険者の種別やカラ期間などについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 敏子さんは会社員の夫（厚生年金加入）と昭和59年に結婚しました。敏子さんは夫

の健康保険の被扶養者でしたから、結婚時から国民年金の第3号被保険者になっています。

- (2) 62歳の夫は会社員(厚生年金加入)です。59歳の私の年収は130万円以上あるので、国民年金の第1号被保険者です。
- (3) カラ期間を受給資格の有無を判定するときに、期間計算に含めますが老齢基礎年金の額にならない期間です。一方、第3号被保険者期間は老齢基礎年金の額に反映しません。

正解率 50%

正解 (1)

--	--

▶解説

- (1) 専業主婦(いわゆるサラリーマンの妻)であった期間のうち、結婚した昭和59年(20歳以上)から昭和61年3月まではカラ期間で、昭和61年4月から60歳になるまでは第3号被保険者です。昭和61年3月以前に夫の健康保険の被扶養者であっても第3号被保険者にはなりません。昭和61年4月の年金改正で専業主婦は60歳になるまでは国民年金の強制加入者(第3号被保険者)になりました。これは、サラリーマンの妻も老齢基礎年金を受けられるようにする措置です。

国民年金の定額保険料

問 9 平成26年度の国民年金の定額保険料は月額いくらですか、正しい保険料額を1つあげてください。

- (1) 15,250円です。
(2) 16,100円です。
(3) 16,900円です。

正解率 81%

正解 (1)

--	--

▶解説

第1号被保険者の保険料は定額です。保険料は平成16年改正で定められた年度ごとの保険料額に改定率を乗じて算出します。

平成26年度は平成16年改正で定められた保険料額16,100円に改定率0.947を乗じた額15,250円になりました。平成27年度は15,590円(≒平16年度に定められた額16,380円×改定率0.952)、平成28年度は16,260円(≒平16年度に定められた額16,660円×改定率0.976)になります。平成29年度以後は16,900円に保険料改定率を乗じた額になります。

国民年金の付加保険料

問 10 国民年金の付加保険料(月額400円)を納付できない人を1人あげてください。

- (1) 国民年金の任意加入者です。
(2) 第3号被保険者です。
(3) 農業者年金加入者です。

正解率 67%

正解 (2)

--	--

▶解説

- (1) 付加保険料を納付できる人は第1号被保険者と任意加入者です。付加保険料は定額保険料と共に納付することになります。ただし、国民年金基金に加入している人は付加保険料を納付することができません。国民年金基金には付加保険料相当が含まれているからです。なお、付加保険料や付加年金は物価や賃金の変動による影響はありません。

- (2) 第2号被保険者と第3号被保険者は付加保険料を納付することはできません。
- (3) 農業者年金加入者は第1号被保険者として定額保険料と付加保険料を納付する義務があります。

国民年金保険料の法定免除制度

問 11 国民年金保険料の「法定免除制度」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害厚生年金の障害等級3級に該当する期間は、法定免除期間になります。
- (2) 生活保護法の生活扶助を受けている期間は、法定免除期間になります。
- (3) 法定免除に該当する期間は全額免除期間になります。

正解率 44%

正解 (1)

▶解説

- (1) 障害厚生年金の障害等級2級以上に該当する期間は、国民年金の法定免除期間になります。60歳前に症状が軽快し、3級障害に該当したときは、国民年金の保険料を納付しなければなりません。

国民年金保険料の申請免除制度

問 12 国民年金保険料の「申請免除制度」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 半額免除期間に半額の保険料を納付しなかった期間は、4分の1免除期間とされます。
- (2) 本人の所得が一定以下であっても、世帯主又は配偶者のいずれかの所得が基準以上

である場合は、本人についての免除は認められません。

- (3) 申請免除は過去2年までさかのぼって認められます。ただし、免除を受ける月の前年の所得が一定以下であることが必要です。

正解率 58%

正解 (1)

▶解説

- (1) 半額免除が認められた期間に半額の保険料を納付しなかった期間は、保険料滞納期間になります。
- (3) 平成26年4月改正で、過去2年まで遡及して免除期間と認められることになりました。なお、納付期限が翌月末のため最大で2年1か月前までの遡及納付ができます。

国民年金保険料の免除期間がある人の老齢基礎年金額

問 13 国民年金保険料の免除期間がある人の老齢基礎年金額について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 平成21年3月以前の3か月の全額免除の老齢基礎年金額は、保険料を1か月全額納付した人の老齢基礎年金と同額です。
- (2) 平成21年4月以降の2か月の全額免除の老齢基礎年金額は、保険料を1か月全額納付した人の老齢基礎年金と同額です。
- (3) 「4分の3の免除期間」と「4分の1の免除期間」とでは「4分の3の免除期間」の方が老齢基礎年金は多く支給されます。

正解率 74%

正解 (3)

▶解説

- (1), (2) 老齢基礎年金額の一部は国庫負担(税金)で賄われています。平成

21年3月までの国庫負担は「3分の1」、4月以降は「2分の1」です。したがって、平成21年3月までの全額免除期間が3か月(=1/3×3か月)あれば、1か月の保険料を全額納付した老齢基礎年金と同額になり、平成21年4月以降の2か月の全額免除期間の老齢基礎年金額は、1か月の保険料を全額納付した老齢基礎年金と同額です。

- (3) 「4分の3の免除」とは定額保険料の4分の1を納付します。「4分の1の免除」とは定額保険料の4分の3を納付します。したがって、「4分の1の免除期間」の方が老齢基礎年金は多く支給されます。

30歳未満の人の保険料納付猶予制度

問 14 国民年金の「30歳未満の人に対する保険料納付猶予制度」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 配偶者の所得が基準を超える場合には、保険料の猶予は認められません。
- (2) 納付猶予期間中に障害になったとき、一定の要件に該当する場合には障害基礎年金が支給されます。
- (3) 保険料の全額免除期間と同様に、老齢基礎年金の額に反映されます。

正解率 65%

正解 (3)

--	--

▶ 解説

- (1) 同居している世帯主の所得にかかわらず、保険料の納付猶予は本人または配偶者の所得が一定以下の場合、申請すると保険料の納付が猶予されます。
- (3) 保険料の納付猶予期間はカラ期間扱

いとして老齢基礎年金に反映しない期間になります。この若年者の保険料猶予制度は平成27年6月までの時限措置でしたが、さらに10年間延長することになりました。

学生の保険料納付特例制度

問 15 国民年金の「学生の保険料納付特例制度」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 本人の所得が基準を超える場合には、保険料の猶予は認められません。
- (2) 納付特例中に障害になったとき、一定の要件に該当する場合には障害基礎年金が支給されます。
- (3) 保険料の全額免除期間と同様に、老齢基礎年金の額に反映されます。

正解率 64%

正解 (3)

--	--

▶ 解説

- (1) 本人の所得が一定以下の場合に、申請すると保険料の納付義務を免れます。世帯主や配偶者の所得は考慮されません。
- (3) 保険料の納付特例期間はカラ期間と同様に老齢基礎年金に反映しない期間です。

国民年金保険料の追納制度

問 16 「保険料免除期間」、または「学生の保険料納付特例期間」、および「30歳未満の人の保険料納付猶予期間」について保険料の追納ができます。この追納制度について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 10年前までの期間について、保険料の全部または一部を追納することができます。

- (2) 老齢基礎年金を受給している人、老齢基礎年金を繰上げて受給している人も保険料の追納ができます。
- (3) 追納保険料額は平成16年度から平成23年度までのものは、免除などを受けた当時の額に一定率を乗じたものになります（平成26年度）。

正解率 89%

正解 (2)

▶解説

- (1) 一部を追納したときは、古い月の分から順に追納されます。
- (2) 老齢基礎年金を受給している人、老齢基礎年金を繰上げて受給している人は保険料の追納はできません。
- (3) 毎年度、追納額が異なります。

振 替 加 算

問 17 妻が65歳になると老齢基礎年金に振替加算が加算される場合があります。この振替加算について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 支給額は夫の生年月日で決まります。
- (2) 昭和41年4月2日以後に生まれた妻には、振替加算は支給されません。
- (3) 妻に支給されている振替加算は、夫が死亡すると支給されなくなります。

正解率 51%

正解 (2)

▶解説

- (1) 妻の生年月日に応じて支給額が決まります。
- (2) 振替加算は満額の老齢基礎年金が支給されない人の救済年金です。昭和41年4月2日生まれの人は昭和61年

4月1日当時は20歳です。この日から専業主婦は国民年金の任意加入から強制加入（第3号被保険者）に変わりましたから、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。振替加算の役目が終了したので、昭和41年4月2日以後に生まれた人には振替加算は支給されなくなりました。

- (3) 妻に支給されている振替加算は、夫が死亡しても（または離婚しても）支給されます。ただし、妻が65歳になる前に夫が死亡したとき（または離婚したとき）は、振替加算は支給されません。

老 齢 基 礎 年 金 の 支 給 額

問 18 国民年金の保険料を40年間納付すると、65歳から老齢基礎年金はいくら支給されますか（平成26年度額でお答えください）。

- (1) 「769,200円」です。
- (2) 「772,800円」です。
- (3) 「804,200円」です。

正解率 91%

正解 (2)

▶解説

回答のとおりです。

老 齢 基 礎 年 金 の 繰 上 げ 支 給 と 繰 下 げ 支 給

問 19 老齢基礎年金の「繰上げ支給」と「繰下げ支給」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 老齢基礎年金を繰上げて受給したとき、1か月当たり「0.5%」減額されます。
- (2) 老齢基礎年金を60歳時に繰上げ請求を

したとき、老齢基礎年金と付加年金は30% (=60か月×0.5%)の減額になります。

- (3) 老齢基礎年金を71歳で繰下げ請求をしたとき、老齢基礎年金額は42% (60か月×0.7%)の増額で、請求した翌月から支給されます。

正解率 52%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (3) 繰下げ支給の請求は66歳から70歳の間と定められています。71歳で繰下げ請求すると増額は70歳時点の42%で、しかも請求した翌月から支給されますから「1年間の損」をしました。平成26年4月改正で、71歳で繰下げ請求をしたときは70歳時点にさかのぼって、42%の増額された老齢基礎年金を支給することになりました。

厚生年金の被保険者期間の計算

問 20 厚生年金の被保険者期間の計算について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 厚生年金に加入した日が月の末日であるときは、その月は加入期間（被保険者期間）とされません。
- (2) 厚生年金に加入した日が月の初日であるときは、その月は1か月の加入期間とします。
- (3) 退職日が月末のときは、退職月は1か月加入したものとされますから、厚生年金の保険料を納付する義務があります。

正解率 78%

正解 (1)

--	--

▶解説

- (1), (2) 厚生年金に加入した日が月の初日であっても末日であっても、その月は1月の加入期間（被保険者期間）とし、保険料が徴収されます。

- (3) 退職日の翌日が被保険者資格の喪失日です。喪失月は厚生年金に加入していません。例えば、2月末日で退職した人は3月1日に被保険者資格を喪失します。喪失月は被保険者期間（加入月数）としないので、2月までは厚生年金の保険料を納付する義務があります。なお、2月20日で退職した人は、2月21日に厚生年金の被保険者の資格を喪失するので、1月までの加入になります。

厚生年金の標準報酬月額の設定や改定

問 21 厚生年金の標準報酬月額の設定や改定、また厚生年金の保険料について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 4月、5月、6月の報酬月額（給料）の平均値から標準報酬月額が決定され、9月から翌年の8月まで適用されます。これを「定時決定」といいます。
- (2) いったん決定された標準報酬月額であっても、固定的な賃金の変動して標準報酬月額が3等級以上の変動があった場合は、変動した4か月目から標準報酬月額を変更します。これ「随時改定」といいます。
- (3) 厚生年金の保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じます（平成27年8月までは「17.474%」です）。保険料は労使折半です。平成15年4月以後は賞与からも保険料を徴収することになりました。

正解率 52%

正解 (2)

--	--

▶解説

- (2) 随時改定は標準報酬月額が「2等級以上」に変動した場合は、変動した4か月目から標準報酬月額を変更します。

厚生年金の支給開始年齢と特例

問 22 厚生年金の支給開始年齢には特例があります。この特例について、誤っているものを1つ選んでください（各項番ともに、昭和30年4月2日生まれです）。

- (1) 厚生年金の加入期間が44年（528月）以上ある男性は、60歳から報酬比例部分と定額部分と配偶者加給が支給されます。ただし、退職していることが支給要件です。
- (2) 障害等級の3級以上の状態にある女性の厚生年金は、60歳から報酬比例部分と定額部分が支給されます。ただし、退職していることが支給要件です。
- (3) 坑内員や船員の期間が15年以上あった人は、一般の厚生年金加入者に比べて、特別支給の老齢厚生年金は早く支給されません。

正解率 100%
(注) 出題ミスのため

正解 (1)

▶解説

- (1) 厚生年金の加入期間が44年（528月）以上ある男性は、62歳から報酬比例部分と定額部分と配偶者加給が支給されます。ただし、退職していることが支給要件です。

報酬比例部分の額を算出するときに用いる乗率

問 23 報酬比例部分の額を算出するときに「1000分の乗率」を用います。この乗率について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 総報酬前（平成15年3月以前）の年金額を算出するときも、総報酬後の年金額を算

出するときも、乗率は「旧乗率」を用います。

- (2) 総報酬前の年金額を算出するときも、総報酬後の年金額を算出するときも、乗率は「新乗率」を用います。
- (3) 総報酬前の年金額を算出するときは「旧乗率」を、総報酬後は「新乗率」を用います。

正解率 36%

正解 (1)

▶解説

回答のとおりです。なお、「新乗率」を用いて計算するのは、厚生年金基金の年金額です。

特別支給の老齢厚生年金額の算出

問 24 特別支給の老齢厚生年金の額を算出する場合について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 定額部分は給料の多寡に関係なく、厚生年金の加入期間から算出します。ただし、加入月数が「480月」以上ある場合には、480月とする上限月数が定められています。
- (2) 報酬比例部分は平成15年4月以後に賞与の支給がある場合は、賞与（標準賞与）も加算して計算をします。加入月数は実際に加入した月数を用います。
- (3) 物価スライド率は、定額部分も報酬比例部分も「 1.000×0.961 」を用います（平成26年度）。

正解率 58%

正解 (3)

▶解説

- (3) 物価スライド率は定額部分は「 1.000×0.961 」、報酬比例部分は「 1.031×0.961 」を用います。平成12年改正で、定額部分の定額単価は「 $1,625円 \times 1.031$ 」から「 $1,676円$ （≒

1,625円×1.031) ×1.000」に変わりました。物価スライド分の1.031を1,676円に織り込んでいるので「1,676円×1.000×0.961(0.961は平成26年度の物価スライド率です)」になります。

65歳から満額の老齢基礎年金が支給される人

問 25 65歳から満額の老齢基礎年金(772,800円 平成26年度額)が支給される人は、次のうちどの人ですか。

- (1) 18歳から58歳になるまで40年間、厚生年金に加入し、退職後は国民年金の保険料を納付していない人。
- (2) 20歳から60歳になるまで40年間、厚生年金に加入し、60歳のときに退職した人。
- (3) 23歳から63歳になるまで40年間、共済年金に加入し、63歳のときに退職した人。

正解率 94%

正解 (2)

 (1) (2) (3)

▶解説

厚生年金や共済年金の加入期間のうち「20歳以上60歳未満」の期間から老齢基礎年金が算出されます。厚生年金や共済年金から国民年金の老齢基礎年金が支給される理由は、厚生年金や共済年金の加入者は同時に第2号被保険者として国民年金にも加入していたからです。

- (1) 20歳から58歳になるまでの38年分の老齢基礎年金734,200円(≒772,800円×38年/40年)が支給されます。
- (2) 20歳から60歳になるまでの40年間から満額の老齢基礎年金が支給されます。
- (3) 23歳から60歳になるまでの37年

分の老齢基礎年金714,800円(≒772,800円×37年/40年)が支給されます。

配偶者加給の支給

問 26 妻に対する配偶者加給について、誤っているものを1つ選んでください。夫は昭和30年4月2日生まれで、厚生年金の報酬比例部分は62歳から支給されます。年下の妻は国民年金のみ加入しています。

- (1) 配偶者加給は夫の厚生年金の加入が20年以上ある場合に支給されます。
- (2) 配偶者加給の支給は夫が62歳になった翌月から報酬比例部分と同時に支給されます。
- (3) 配偶者加給は加給年金と特別加算を合算した額です。平成26年度は386,400円です。

正解率 40%

正解 (2)

 (1) (2) (3)

▶解説

- (2) 配偶者加給の支給は夫が65歳になった翌月からです。

厚生年金基金

問 27 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 物価の変動などで報酬比例部分の支給額が変わると、厚生年金基金の代行部分の年金も改定になります。
- (2) 厚生年金基金は国から支給される報酬比例部分の一部を代行して支給します。その他に基金独自給付の上乗せ年金があります。
- (3) 厚生年金基金の「平均標準報酬(月)額」は再評価しない額です。また、基金の年金額を算出する場合には物価スライド率は乗じません。

正解率 58%

正解 (1)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

▶解説

- (1) 物価の変動などで、報酬比例部分の支給額が変わっても、厚生年金基金の代行部分に影響はありません。

代行返上・解散の基金

問 28 厚生年金基金は財政不足から、「代行返上」や「解散」する基金があります。この代行返上した基金や解散した基金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 代行返上すると代行部分の年金は国から支給されます。
(2) 基金が解散すると、代行部分の年金は「企業年金連合会」から支給されます。
(3) 解散基金の代行部分の年金を、一時金で受け取ることができます。

正解率 28%

正解 (3)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

▶解説

厚生年金基金は厚生年金の保険料の一部（免除保険料といいます）と、その運用益で賄っています。しかし、運用益が出ないなどによる財政不足の基金は、その不足分を本体企業が負担しなければなりません。そのため企業経営に深刻な影響を与えます。財政不足の基金は代行返上（国に支払い義務をお返しすること）するか、解散することになります（支払い義務を企業年金連合会に移管します。尚、平成26年4月以降に解散した場合は、連合会には移管せず、国に返すことになりました。また、新たな基金の設立

は認められません。）

- (3) 解散基金の代行部分の年金を一時金にすることはできません。代行部分はもともと報酬比例部分の年金だからです。一時金で受けることができるのは、基金の「上乗せ年金（加算年金）」に限ります。「基金は一時金で精算したので、基金からの年金支給はありません」との誤解は多くあります。留意してください。

繰上げ支給・在職老齢年金等

老齢厚生年金や老齢基礎年金

問 29 65歳から支給される老齢厚生年金や老齢基礎年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 定額部分相当額は老齢基礎年金と差額加算（経過的加算ともいいます）に分かれます。
(2) 差額加算は「老齢基礎年金」として支給されます。
(3) 厚生年金の加入のうち20歳前と60歳以上の期間から差額加算が算出されます。

正解率 56%

正解 (2)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

▶解説

- (3) 差額加算は報酬比例部分と合算されて、「老齢厚生年金」になります。

全部繰上げ(1)

問 30 和子さんは昭和30年4月2日生まれます。60歳から老齢基礎年金の「全部繰上げ」をしたときの年金について、誤っているものを1つ選んでください。なお和子

さんの報酬比例部分は60歳から支給されま
す。

- (1) 報酬比例部分は減額されません。
- (2) 老齢基礎年金は65歳時の額に比べて30%減額(=60月× $\Delta 0.5\%$)されます。
- (3) 差額加算(経過的加算ともいいます)も60歳から繰上げられ30%の減額になります。

正解率 100%
(注) 出題ミスのため

正解 (3)

▶解説

- (3) 差額加算は「65歳」から支給され、減額支給になりません。

全部繰上げ(2)

問 31 一郎さんは昭和30年4月2日生ま
れです。60歳から老齢基礎年金の「全部繰
上げ」をしたときの年金について、誤っ
ているものを1つ選んでください。なお一
郎さんの報酬比例部分は62歳から支給され
ます。

- (1) 報酬比例部分は繰上げの対象になりませ
ん。62歳から支給されます。
- (2) 老齢基礎年金は65歳時の額に比べて30%減額(=60月× $\Delta 0.5\%$)されます。
- (3) 差額加算も60歳から繰上げられ30%の減額になります。ただし、減額分は報酬比例部分から差し引きます。差額加算そのものは減額になりません。

正解率 100%
(注) 出題ミスのため

正解 (1)

▶解説

- (1) 報酬比例部分も60歳から繰上げて支給され、12%(=24月× $\Delta 0.5\%$)の減額支給になります。
- (3) 差額加算も60歳から繰上げられ

30%の減額になります。ただし、減額分は報酬比例部分から控除され差額加算そのものは減額になりません。

在職老齢年金の停止額を求める場合に用いる基準額

問 32 在職老齢年金の停止額を求める場合に用いる「基準額」について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 65歳未満の基準額は「28万円」で、65歳以後は「46万円」です。
- (2) 65歳未満と65歳以後の基準額はともに「28万円」です。
- (3) 65歳未満と65歳以後の基準額はともに「46万円」です。

正解率 81%

正解 (1)

▶解説

- (1) 基準額は65歳未満と65歳以後の在職老齢年金とでは異なります。

在職老齢年金額(65歳前) 1

問 33 社員の村田さんには61歳から在職老齢年金が支給されます。61歳になったときの標準報酬月額が「16万円」で、60歳のときの夏のボーナスは「36万円」、冬のボーナスは「60万円」でした。村田さんの総報酬月額相当額はいくらになりますか。

- (1) 19万円です。16万円+(36万円÷12)。
- (2) 21万円です。16万円+(60万円÷12)。
- (3) 24万円です。16万円+(36万円+60万円)÷12。

正解率 90%

正解 (3)

▶解説

- (3) 総報酬月額相当額は61歳以後の標

準報酬月額「16万円」と、1年前に支給されたボーナス96万円を月額に直した「8万円」との合算額で「24万円」になります。

在職老齢年金額 (65歳前) 2)

問 34 秋田さんは62歳から年金が支給されます。総報酬月額相当額が「20万円」で、基本年金月額は「10万円」です。秋田さんに支給される在職老齢年金はいくらになりますか。

- (1) 8万円です。
- (2) 9万円です。
- (3) 10万円です。

正解率 60%

正解 (2)

--	--

▶解説

(2) 総報酬月額相当額の20万円と基本年金月額の10万円の合計額の「30万円」から、基準額の「28万円」をマイナスすると2万円です。2万円の半分の1万円が、在職老齢年金の停止額です。基本年金月額の「10万円」から停止額の1万円を差し引いた「9万円」が在職老齢年金になります。

雇用保険から基本手当が支給された場合の支給調整)

問 35 雇用保険から「基本手当」が支給された場合、基本手当と厚生年金の間で支給調整されることがあります。この支給調整について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) ハローワークで求職の申込みをした翌月から、受給期間満了月まで「特別支給の老齢厚生年金」は全額停止になります。

(2) 受給している「特別支給の老齢厚生年金」が支給停止になることはありません。

(3) 受給している「障害厚生年金」や「遺族厚生年金」が支給停止になることはありません。

正解率 69%

正解 (2)

--	--

▶解説

(2) 基本手当を受給すると、特別支給の老齢厚生年金の額の方が多くても、特別支給の老齢厚生年金は支給停止になります。とくに、厚生年金の長期特例に該当する人（厚生年金加入が44年以上ある人）は年金額の方が多いケースが見受けられます。留意してください。

共済年金のしくみ)

問 36 共済年金のしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 共済年金と厚生年金の加入年数がそれぞれ20年以上あるときの配偶者加給は共済年金から支給され、厚生年金からの配偶者加給は支給停止になります。
- (2) 共済年金に加入している人は、65歳になるまでは国民年金の第2号被保険者です。
- (3) 共済年金の独自給付として「職域加算」の年金があります。この職域加算は報酬比例部分の支給開始年齢と同時に支給されません。

正解率 44%

正解 (1)

--	--

▶解説

(1) 共済年金と厚生年金の加入年数が共に20年以上ある場合の配偶者加給は厚生年金から支給され、共済年金から

支給される配偶者加給は支給停止になります。

配偶者加給の支給元の優先順位は「厚生年金＞公務員共済年金＞私学共済年金」です。

● 障害年金・遺族年金

障害年金のしくみ

問 37 障害年金のしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 原則として、初診日に加入している年金制度から障害年金が支給されます。
- (2) 障害認定日とは障害の認定を行うべき日をいい、初診日から起算して1年6か月が経過した日です。1年6か月以内に傷病が治った場合は、治った日が障害認定日です。
- (3) 人工透析は人工透析療法を初めて受けた日が障害認定日です。

正解率 60%

正解 (3)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

▶ 解説

- (1) 初診日に加入している年金制度から障害年金が支給されます。例外的には厚生年金や共済年金の加入者でない20歳前に初診日がある場合や厚生年金や共済年金に加入していない60歳以上65歳未満の間に初診日があり（このケースでは初診日に日本に住んでいることが必要です）、障害認定日において一定の基準に該当したときは国民年金制度から障害基礎年金が支給されます。
- (3) 人工透析療法を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日が障害認定日です。

障害年金の保険料納付要件

問 38 障害年金の支給にあたっては、保険料納付要件が問われる場合があります。この保険料納付要件について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 20歳前に初診日がある場合には、保険料納付要件は問われません。
- (2) 国民年金の保険料納付済期間と免除期間が、初診日の前々月までに国民年金の保険料を納付しなければならない期間の2分の1以上あることが必要です。
- (3) 初診日が平成38年3月までの場合で65歳未満であれば、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がない場合は保険料納付要件を満たします。

正解率 59%

正解 (2)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

▶ 解説

- (2) 国民年金の保険料納付済期間と免除期間が、初診日の前々月までに国民年金の保険料を納付しなければならない期間の「3分の2」以上あることが必要です。言い換えますと、保険料を滞納した期間が3分の1を超えないことです。

保険料納付要件を満たしている人の障害年金

問 39 保険料納付要件を満たしている人の障害年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金加入中に障害の程度が1級または2級の障害状態になった場合は障害基礎年金が支給されます。
- (2) 厚生年金加入中に障害の程度が1級、2級、3級の障害の状態になった場合は障害厚生年金が支給されます。なお、3級より

も軽い障害の場合で一定の要件に該当する場合は障害手当金（一時金）が支給されます。

- (3) 1級または2級の障害厚生年金が支給されても、障害基礎年金が併せて支給されることはありません。

正解率 69%

正解 (3)



▶解説

- (3) 厚生年金の加入者は同時に第2号被保険者として国民年金にも加入しているため、障害厚生年金の1級または2級に該当した場合には、1級または2級の障害基礎年金が併せて支給されません。

障害基礎年金と他の年金との併給

問 40 65歳から障害基礎年金と他の年金との併給（同時に支給されること）について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 老齢基礎年金と併給されます。
(2) 老齢厚生年金と併給されます。
(3) 遺族厚生年金と併給されます。

正解率 56%

正解 (1)



▶解説

- (1) 老齢基礎年金や遺族基礎年金とは併給されません。いわゆる「1階部分の年金（基礎年金）」とは併給されることはありません。
(2) 65歳から老齢厚生年金と併給されます。ただし、老齢厚生年金の子に対する加給年金は支給停止になります。
(3) 65歳から遺族厚生年金と併給されます。ただし、経過的寡婦加算は支給

停止になります。

事後重症による障害年金

問 41 障害認定日には障害の程度が軽くて障害年金に該当しなかったが、その後に病状が悪化して障害年金に該当する程度の障害になった場合、障害年金の請求ができます。このしくみを「事後重症による障害年金」といいます。事後重症による障害年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 事後重症による障害年金は65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。
(2) 事後重症による障害年金の請求をする時、病状が悪化して障害年金に該当する程度の障害になった日まで、遡って障害年金が支給されます。
(3) 老齢基礎年金を繰上げて受給すると、事後重症による障害年金の請求はできません。

正解率 66%

正解 (2)



▶解説

- (2) 事後重症による障害年金は請求をした翌月から支給されます。病状が悪化し障害年金に該当する場合には、早く請求しないと「損」をします。

障害基礎年金の支給額

問 42 障害基礎年金の支給額について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 2級の障害基礎年金の額は満額の老齢基礎年金と同額（772,800円）です。
(2) 1級の障害基礎年金の額は2級の1.25倍の966,000円です。
(3) 子がいる場合には子の加算額が加算され

ます。1人目は386,400円で2人目からは222,400円です。子とは18歳になる年度末までの子、または身障の子は20歳になるまでの子です。

正解率 74%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (3) 子の加算額は2人目までは1人につき222,400円、3人目からは1人につき74,100円です。

障害厚生年金の支給額

問 43 障害厚生年金の支給額について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 2級の障害厚生年金には配偶者に対する加給年金222,400円が加算されます。
- (2) 1級の障害厚生年金の額は2級の1.25倍の額です。ただし、1級障害に該当しても配偶者に対する加給年金は222,400円です。
- (3) 3級の障害の状態にある場合には障害厚生年金が支給されますが、配偶者に対する加給年金や障害基礎年金は支給されません。そのために、3級の障害厚生年金には最低保障額が設けられています。最低保障額は満額の老齢基礎年金(772,800円)と同額です。

正解率 58%

正解 (3)

--	--

▶解説

- (3) 3級の最低保障額は579,700円(≒772,800円×3/4)です。

遺族給付 (1)

問 44 国民年金制度から支給される遺族給付について、誤っているものを1つ選ん

でください。

- (1) 遺族基礎年金が支給される遺族とは「子のある妻」か「子」です。子には上限年齢が定められています。平成26年4月から妻が死亡したとき「子のある夫(父子家庭)」も遺族になりました。
- (2) 死亡一時金は亡夫が2年以上国民年金の保険料を納付している場合に、その遺族に支給されます。
- (3) 亡夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合は寡婦年金は支給されません。

正解率 71%

正解 (2)

--	--

▶解説

- (2) 死亡一時金は亡夫が3年以上の保険料納付済期間ある場合に、その遺族に支給されます。また、死亡一時金は遺族基礎年金が支給される場合や寡婦年金を選択した場合には支給されません。なお、死亡時から起算して2年を経過すると時効により死亡一時金の請求はできません。
- (3) 寡婦年金は保険料の掛け捨て救済の趣旨で支給されるものですから、死亡した夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合や障害基礎年金を受給したことがある場合には支給されません。また、妻自身が老齢基礎年金の繰上げ受給をしている場合にも寡婦年金は支給されません。

遺族給付 (2)

問 45 在職中(厚生年金加入中)に夫が亡くなりました。遺族は37歳の明子さん(昭和53年生まれ)と14歳の子です。支給される遺族給付について、誤っているものを1

つ選んでください。

- (1) 遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。
- (2) 明子さんが40歳になると遺族基礎年金は支給停止になりますが、その代わりに中高年寡婦加算579,700円が加算されます。
- (3) 明子さんが65歳になっても遺族厚生年金に経過的寡婦加算は加算されません。

正解率 52%

正解 (2)



▶解説

(2) 子が18歳の年度末まで（身障の子は20歳になるまで）遺族基礎年金が支給されます。妻が40歳以上であっても遺族基礎年金が支給されている間は、中高年寡婦加算は支給停止になります。子が18歳の年度末を経過したとき（身障の子は20歳になったとき）に遺族基礎年金の受給権は消滅し、遺族厚生年金に中高年寡婦加算579,700円が加算されます（このときに妻は40歳以上であることが必要です）。設問の場合は、子が18歳の年度末になったときは妻は41歳です。なお、中高年寡婦加算は妻が65歳になるまで支給されます。

(3) また、妻が昭和31年4月2日以後の生まれの場合には、妻が65歳になっても経過的寡婦加算は支給されません。この相談が多くなっています。留意してください。

老齢厚生年金と遺族厚生年金

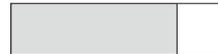
問 46 65歳になる秀子さんは老齢厚生年金の50万円と、遺族厚生年金の120万円の受

給権がある人です。秀子さんに支給される「老齢厚生年金」と「遺族厚生年金」について、正しいものを1つ選んでください。なお別途、老齢基礎年金は全額支給されます。

- (1) 老齢厚生年金の50万円と遺族厚生年金の120万円が支給され、支給額は170万円になります。
- (2) 老齢厚生年金の50万円は全額支給停止になり、遺族厚生年金の120万円が支給されます。
- (3) 老齢厚生年金の50万円は全額支給され、遺族厚生年金は70万円（＝120万円－老齢厚生年金50万円）になります。支給額は120万円です。

正解率 79%

正解 (3)



▶解説

老齢厚生年金（50万円）と遺族厚生年金（120万円）を比較して、遺族厚生年金額の方が多い場合は、老齢厚生年金（50万円）を優先支給し、差額が遺族厚生年金（70万円）として支給されます。妻の年金が新年金のケースです。

遺族厚生年金と通算老齢年金・老齢年金

問 47 夫婦ともに旧年金を受給しています。夫が死亡したときは妻に遺族厚生年金「10万円（月額）」が支給されます。妻が受給している厚生年金（通算老齢年金）「2万円」と国民年金（老齢年金）「6万円」はどのようになりますか。

- (1) 厚生年金「1万円（＝2万円×1/2）」と国民年金「6万円」が支給されます。
- (2) 厚生年金は全額停止になりますが、国民年金「6万円」は支給されます。
- (3) 厚生年金「2万円」が支給され、国民年金は全額支給停止になります。

正解率 55%

正解 (1)

▶解説

老夫婦で夫が亡くなったときの、遺族厚生年金と妻自身の年金の併給問題です。妻の厚生年金よりも遺族厚生年金の額の方が多い場合は、妻の厚生年金の2分1が停止になります。なお、国民年金は全額支給されます。妻の年金が旧年金のケースです。

● 受給手続き

ねんきん定期便の老齢年金見込み額

問 48 太郎さんは会社員です。59歳の誕生日に「ねんきん定期便」が届きました。この「ねんきん定期便」の老齢年金の見込み額について、正しいものを1つ選んでください。なお、太郎さんの特別支給の老齢厚生年金の支給開始は61歳からです。

- (1) 59歳になるまで加入した場合の年金見込み額です。
- (2) 60歳になるまで加入した場合の年金見込み額です。
- (3) 61歳になるまで加入した場合の年金見込み額です。

正解率 46%

正解 (2)

▶解説

(2) ねんきん定期便の老齢年金の見込み額は「60歳」になるまで加入した場合の年金見込み額です。60歳以後も在職（厚生年金加入）する太郎さんの年金には61歳になるまでの1年分が加算されていません。「私の年金はい

くらになるか」は年金相談では大変重要です。特別支給の老齢厚生年金の支給が60歳後になる人については正しい年金額の提示が必要です。

年金コードの種別

問 49 年金受給者の年金証書を見ますと、基礎年金番号（10桁）に続き「年金コード（4桁）」が記載されています。年金コードは年金の種類を表しています。この年金コードの種別について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 「1150」は新年金の老齢年金を表しています。
- (2) 「1350」は新年金の遺族年金を表しています。
- (3) 「1450」は新年金の障害年金を表しています。

正解率 86%

正解 (1)

▶解説

(2), (3) 「1350」は新年金の障害年金（障害基礎年金と障害厚生年金）、「1450」は新年金の遺族年金（遺族基礎年金と遺族厚生年金）を表しています。

65歳時の年金請求

問 50 「特別支給の老齢厚生年金」は65歳になると失権（受給できる権利が失われること）し、本来の年金である「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」に変わります。そのために、65歳前に日本年金機構から年金請求書（ハガキ形式）が届きます。この65歳時の年金請求について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 老齢厚生年金または老齢基礎年金のどち

らかの年金を「繰下げ」で受給を希望する人は請求書の繰下げ希望欄に繰下げる年金名に○印を付けて、日本年金機構に返送します。

- (2) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を「繰下げ」で受給を希望する人は請求書の繰下げ希望欄の両年金に○印を付けて、日本年金機構に返送します。
- (3) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を受給する人は、この請求書を日本年金機構に返送しないでください。

正解率 37%

正解 (1)

--	--

▶解説

- (2) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を「繰下げ」で受給を希望する人は、この請求書を日本年金機構に返送しないでください。繰下げ受給するときに、別様式の繰下げ請求書を年金事務所に提出します。
- (3) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を受給する人は、下段の「繰下げ希望欄」にチェックをしないで、請求書を日本年金機構に返送します。

正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	2	11	1	21	2	31	1	41	2
2	3	12	1	22	1	32	1	42	3
3	2	13	3	23	1	33	3	43	3
4	1	14	3	24	3	34	2	44	2
5	1	15	3	25	2	35	2	45	2
6	3	16	2	26	2	36	1	46	3
7	2	17	2	27	1	37	3	47	1
8	1	18	2	28	3	38	2	48	2
9	1	19	3	29	2	39	3	49	1
10	2	20	1	30	3	40	1	50	1